

高砂市条例第29号

高砂市個人情報の保護に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「市の機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人情報取扱事務の届出並びに個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表)

第3条 市の機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめ届け出ることができないときは、当該個人情報取扱事務の開始又は変更をした日以後、速やかに、届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務を所掌する組織の名称
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市の機関は、前項の規定により届出をした個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出に係る事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供するものとする。

(開示決定等の期限の短縮)

第4条 開示決定等は、法第83条第1項の規定にかかわらず、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。ただし、法第77条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、市の機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第5条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から44日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、市の機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、市の機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第6条 法第89条第2項に規定する手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項に規定する保有個人情報の開示が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定める費用を負担しなければならない。

(1) 当該保有個人情報の写しの交付による開示

(2) 当該保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における市の機関が定める方法による開示

(高砂市情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第7条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の

適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年高砂市条例第35号）に規定する高砂市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1) この条例を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
(法の施行の状況の公表)

第8条 市長は、毎年度、市の機関に対し、当該市の機関における法の施行の状況について報告を求め、これを取りまとめて、その概要を公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(高砂市個人情報保護条例の廃止)

第2条 高砂市個人情報保護条例（平成12年高砂市条例第34号）は、廃止する。

(高砂市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次の各号に掲げる者に係る当該各号に定める前条の規定による廃止前の高砂市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する個人情報等（以下「旧個人情報等」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1) 前条の規定の施行の際、現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報等の取扱いに従事していた者 旧条例第12条に規定する職務上知ることのできた旧個人情報等

- (2) 前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報等を取り扱う事務の委託を受けた事務に従事していた者 旧条例第13条第3項に規定する当該事務に関して知ることのできた旧個人情報等
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条、第24条第1項若しくは第2項又は第29条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第8号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正又は削除及び利用停止については、なお従前の例による。
- 3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を同条の規定の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 前条の規定の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又は同条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者
- (2) 第1項第2号に掲げる者
- 4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を同条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
- 6 前条の規定の施行前にした行為並びに第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（高砂市情報公開条例の一部改正）

第4条 高砂市情報公開条例（平成12年高砂市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改め、同条第2項中「開示請求があった日から起算して60日（第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、これに当該補正に要した日数を加えた日数。以下次条において同じ。）を限度として、前項に規定する期間を」を「同項に規定する期間を30日以内に限り」に改める。

第13条中「起算して60日」を「44日」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第1号中「この条」の次に「の規定」を加える。

（高砂市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 前条の規定による改正後の高砂市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた開示請求について適用し、施行日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

（高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第6条 高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年高砂市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「及び高砂市個人情報保護条例（平成12年高砂市条例第34号）第33条第1項」を削り、同条第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号の次に次の2号を加える。

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に関する事項

(3) 高砂市個人情報の保護に関する条例（令和4年高砂市条例第29号）第7条に規定する事項

（高砂市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）

第7条 施行日前に旧条例第33条第1項の規定による諮問がされた場合における当該諮問に係る事項の調査審議については、なお従前の例による。